警視庁立川少年センター臨床心理士の発言に関する質問主意書

出者 菅原喜重郎

提

警視庁立川少年センター臨床心理士の発言に関する質問主意書

財産 る、 お 問題を取り締まらないとの訴えがあったことを報告し、以後、 夫警察庁長官は、 視委員会においては桧田仁衆議院議員 世界基督教統一神霊協会 人権報告書において繰り返しこの問題を取り上げてきた。一方、平成十二年四月二十日、 いって、 米国国務省は、 の保護に任ずる警察としては、 警察が具体的に関与をして犯罪行為が行われるということは承知していない、 統 教会の信者から被害申告あるいは相談がなされたことは承知しているが、 平成十一年九月九日 「警察職員は日本国憲法及び法律を擁護し、 (以 下、 統一 今後とも刑罰法令に触れる行為があれば、 「国際宗教自由報告書 (当時) によりこの問題に関する国会質問が行われ、 教会」という。)の信者から、 一九九九年版」 毎年発表される国際宗教自由報告書及び国際 不偏不党かつ公平中正に職務を遂行してい 警察が日本国内に存在する強制 を発表し、 法と証拠に照らし、 全国の幾つかの県警察に 国民の その中で、 衆議院決算行政監 その際、 生命、 宗教法人 厳正に対 身体、 田中節 改宗

の職務遂行活動の一環として容認しているという事実が明らかとなった。本年一月二十七日、 しかるに、 この度、 統一教会信者に対する強制改宗活動に警視庁職員が深く関与し、警視庁もこれを警察 東京都千代田

処する」旨答弁したところである。

開催された「21世紀へのSPICE・平和への架け橋」と題する国際シンポジウムにパネリストとして登 区内の東京国際フォーラムにおいて、 東京都青少年協会及び財団法人東京都ユースホステル協会の共催にて

壇した警視庁立川少年センター臨床心理士竹江孝氏は、講演中次のような発言を行った。

大変でございまして、 ンターを通じて洗脳教育をしています。ですから、我々も相談を受けることがあるのですが、 きゃならないわけで、ところが、教団の方と一緒に接していると、 の方はいらっしゃいますでしょうか。あの「集団結婚式」をやる教会でございます。あそこは、ビデオセ 現在でも「ビデオセンター」、「スリーディズ研修」、「セブンディズ研修」という言葉をお聞き及び その教団から離して「監禁療法」 私も成功した例は一件しかありません。 から始めなきゃいけません。ですから、これを改善し引き戻すのは 洗脳は繰り返し繰り返し受けるわけ 逆洗脳しな

これは、 お父さんがお仕事をおやめになって、ホテルを借り切りまして、娘と二人で、ホテルの一室に 洗脳をゆるめていった。そして洗脳がゆるまってきたところで、 別の正統派のキリスト教の教

ですから我々は親御さんに、 「チェーンを巻いて、 鍵をかけて、 監禁しろ」と勧めるんですが、お母様 義を再洗脳していったということで、救い出していったわけです。

に がたいてい 戻るので引き戻せるんですが、 「かわいそうだ」と、 二回目に逃げられた時は、 時々カギを外すんです。 それで逃げられてしまって、 違った所に行くんで、これで行方不明にな 最初ははじめの所

て連れ戻すことができないという経験をしております。

聴衆に対して行った 右 これに対し、 の講演中の発言によって明らかとなった同人の日常業務における 発言中に 右発言内容を入手するや、 「集団結婚式」をやる教会として指摘された宗教団体であることが文脈上明らかである統一教 警視庁は、 「監禁療法」 警視庁生活安全部少年育成課長名義の本年五月十八日付文書により、 野田健警視総監に対し、 の指導が憲法その他の法令に違反することを指摘した上、 平成十三年四月十二日付にて質問状を送付し、 「監禁療法」 の指導及び同 これ . 人が講演 を問 統 41 、 質 し 演で 竹

日本国憲法・法令を擁護し、 不偏不党かつ公平中正にその職務を遂行しております。 に対して次のとおりの回答を行った。

少年警察は、 少年の非行防止、 健全育成及び福祉を図ることを目的に活動しております。

が以前に相談を受けた 講演は、 子供 の育成のためには親の監護と深い愛情の必要性について述べている中の一部分で、 「我が娘の家出に悩む親の体験談」 を事例として紹介したもので、

三

貴会の名誉及び

信教の自由を侵害する意図は全くありません。

子供 の問題で悩む家庭の多い昨今、 家庭内での親と子供の在り方について、 示唆したものであることを

御理解いただきたいと思います。

このように、 警視庁は、右回答において、竹江氏が講演中紹介した「監禁療法」事例が実際に存在したこ

とを認めたのみならず、 「監禁療法」の指導が「家庭内での親と子供の在り方」を示唆したものであるとし

て、これを容認する主張を行ったものである。

そこで以下の点について質したい。

竹江氏の講演中の発言によれば、 同人は特定宗教団体信者の信仰を失わせるために同団体信者をホテル

 \mathcal{O} 室等に監禁した上で「別の 正統派のキリスト教」 の教義を 「再洗脳」 することを 「監禁療法」 と称

これまで信者の父兄に 「監禁療法」 の指導を繰り返し、実際の成功例が一件存在するということであ

るが、警視庁職員によって「監禁療法」なる特定宗教団体からの脱会説得方法が父兄に対して指導されて

いる事実を政府として把握しているのか。

竹江氏が指導する 「監禁療法」 においては、 特定宗教団体信者の信仰を破壊するために同宗教団体信者

は、 を監禁し、 憲法第二十条が保障する信教の自由及び政教分離原則に明らかに反すると考えられるが、 本人が希望しない別の宗教教義を「洗脳」 するという手法がとられているが、こうした行為 政府として

はどのように判断するのか。

三 法 江氏が講演中紹介した「監禁療法」 11 定宗教団体信者の父兄に対して行う 警察庁長官においては、 立場をとっているものである。このような警察当局内における矛盾について、政府としてはどのように 環として位置づけており、 ている」旨答弁するが、 の指導は 「家庭内での親と子供の在り方」 他方で、同長官の指揮監督下にある警視庁にあっては、 警察が「日本国憲法・法令を擁護し、 警察庁長官のいう日本国憲法・法令の擁護及び不偏不党・公平中正とは程遠 事例が実際に存在する事実を認めた上、 「監禁療法」 を示唆したものであるとし、 の指導及び講演会等で行う指導を警察の職務遂行 不偏不党かつ公平中正にその職務を遂行 警視庁として、 講演での同氏による 前記回答において、 その職員が特 活 動 竹 0

四 11 るところ、 警察庁長官は、 警視庁職員である竹江氏が特定宗教団体信者の父兄に 親子あるいは親族であっても刑罰に触れる行為があれば厳正に対処している旨答弁して 「チェーンを巻いて、 鍵をかけて、 監

考えているのか。

禁しろ」と勧める のような監禁行為は、 「監禁療法」 明らかに刑法第二百二十条の監禁罪に該当するものと考えられるが、 では、 親が子をホテルの一室等に監禁するという手法がとられている。 公務員たる警

視庁職員が国民に具体的な犯罪行為の指導・教唆をしていることを政府として容認するのか。

Ŧī. お その指揮監督下にある警視庁職員である竹江氏は、 て監禁行為を指導していることを発言し、警視庁としてもこれを認める回答をしている。 ける杜撰な職員の管理監督体制 警察庁長官は、 警察が具体的に関与して犯罪行為が行われた事実は承知していないと答弁しているが、 の問題について、 その日常業務において特定宗教団体信者の父兄に対し 政府はどのように考えるのか。 警察当局内部に

師 認める判決を下した。このような裁判所の判断に鑑みれば、竹江氏が特定宗教団体信者の父兄に指導する を監禁して脱会させようとした牧師の行為を信教の自由を侵害するものと認定し、 「監禁療法」は、民事上も違法(不法行為) の損害賠償責任等を認める判決を下し、 平成十二年八月三十一日、 鳥取地方裁判所は、 また、 であると考えられるが、 本年三月三十日、 統一 教会信者を監禁して脱会させようとした両親及び牧 神戸地方裁判所は、 政府としてはどのように判断する 牧師の損害賠償責任を エホバの 証 人信者

か。

六

七 竹江氏が特定宗教団体信者の父兄に対して行う「監禁療法」の指導は、 憲法その他の法令に違反する極

めて違法性の高い行為であり、 国民の安全を守り人権を擁護すべき職責にある警察職員が国民に対して犯

罪行為の指導をするなど到底許されないと考えられるが、 政府としては、今後、 竹江氏が行ってきた 監

禁療法」の指導等の事実関係について徹底調査し、同氏に対する厳正な処分の検討を含めた関係省庁の監

督指導を行う考えはあるのか。

右質問する。